

令和 2 年

議会運営委員会記録

令和 2 年 8 月 2 5 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和2年8月25日（火曜日）
午前 9時30分 開会 午前 10時14分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	齊 藤 克 己 議員	副 委 員 長	熊 谷 二 郎 議員
委 員	安 保 友 博 議員	委 員	猪 原 陽 輔 議員
委 員	赤 松 祐 造 議員	議 長	吉 田 武 司 議員
副 議 長	待 鳥 美 光 議員	委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員
委 員 外 議 員	松 永 靖 恵 議員	委 員 外 議 員	萩 原 圭 一 議員

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	中 蔦 裕 猛	総 務 部 長	鈴 木 均
企 画 部 次 長 兼 秘書広報課長	松 戸 克 彦	総 務 部 次 長 兼 総 務 人 権 課 長	亀 井 義 和

◇事務局職員

議会事務局長	喜 古 隆 広	議 事 課 長	末 永 典 子
議事課長補佐	本 間 修	主 任	小 林 厳

◇本日の会議に付した案件

特定事件1 次の議会の会期予定について
特定事件9 その他議会運営に関することについて

午前 9時30分 開会

○齊藤克己委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして、副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められています。松本市長。

○松本武洋市長 おはようございます。

本日は、令和2年9月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催いただき誠にありがとうございます。今定例会については、27日に開会すべく、20日に召集告示をさせていただいたところです。

議案の提案に入る前に、1点報告がございます。22日土曜日21時55分に、本日25日午前9時に市役所に侵入しサブマシンガンを乱射するといった不審なメールが市役所に届きました。

朝霞警察に相談したところ、昨日17時30分及び本日午前8時に警察官が配備されました。また、総務人権課による庁内のチェックが行われました。

結果的に特に問題になることはございませんでしたが、報告申し上げます。

今回提出する案件は、報告が2件、人事案件が1件、第五次和光市総合振興計画基本構想が1件、条例の一部改正が2件、市道路線の認定が1件、補正予算が5件、歳入歳出決算の認定等が7件、合計19件の審議をお願いするものです。

詳細については総務部長から順次御説明申し上げます。

○齊藤克己委員長 市長は、公務のため退席します。

休憩します。(午前 9時32分 休憩)

再開します。(午前 9時33分 再開)

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和2年和光市議会9月定例会の会期日程等について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議員研修会についてです。

本日の資料を確認します。本日の資料はお手元に配付してありますとおりです。

それでは、特定事件1、次の議会の会期予定として、令和2年和光市議会9月定例会の会期日程等についてを議題とします。

提出議案は、報告2件、議案19件です。

提出議案の説明を願います。

鈴木総務部長。

○鈴木均総務部長 それでは、本会議に提出する議案について順次説明いたします。

初めに、報告第5号、継続費の精算報告について説明いたします。

平成30年度埼玉県和光市水道事業会計予算の継続費で設定した南浄水場第1・2配水池改

修事業について、継続費に係る継続年度が終了し、事業が完成したので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により継続費精算報告をするものであります。

次に、報告第6号、令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明いたします。

令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が確定したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

次に、議案第64号、和光市教育委員会委員の任命について説明いたします。

和光市教育委員会委員の山田実氏の任期が令和2年9月30日をもって満了となるため、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第65号、第五次和光市総合振興計画基本構想を定めることについて説明します。

本市では、第四次和光市総合振興計画の計画期間が令和2年度をもって終了することから、今後、本市が目指す都市の将来像を明らかにし、その将来像の実現に向け、総合的かつ計画的にまちづくりを進めていくため、第五次和光市総合振興計画基本構想を定めたいので、総合振興計画審議会の審議を経て、和光市健全な財政運営に関する条例第4条第2項の規定に基づき、この案を提出するものであります。

次に、議案第66号、和光市税条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布され同年4月1日から施行されたこと。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の実施に伴い、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に公布され同日施行されたため、令和2年6月定例会で専決処分の承認をいただいたもの以外について、改正するものであります。

改正内容につきましては、市民税の未婚のひとり親に対する控除の見直し。新型コロナウイルスの影響による寄付金控除の新設、軽自動車税の環境性能割の特例措置の延長等について、見直しを行うものであります。

次に、議案第67号、和光市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の実施に伴い、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に公布され同日施行されたため、改正内容の一部について適用される関係条項を改正する必要性が生じたことから、改正するものであります。

次に、議案第68号、市道路線の認定について説明いたします。

都市計画法第29条の規定による開発行為により、帰属された道路用地を和光市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第69号、令和2年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第4号）について説明い

たします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 16 億 7,463 万 8 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 394 億 6,492 万 8 千円とするものであります。

初めに、主な歳出について説明します。

款 2 総務費では、社会保障・税番号制度システム改修業務委託料を追加計上するほか、通知カード・個人番号カード関連事務交付金を増額するなどしております。

款 3 民生費では、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金や新設認定こども園整備補助金を増額するなどしております。

款 4 衛生費では、朝霞和光資源循環組合ごみ処理負担金を追加計上しております。

款 8 土木費では、がけ地近接等危険住宅除却事業補助金や自動運転実装事業計画策定業務委託料を追加計上するほか、道路の維持補修に係る経費の増額、午王山緑地用地取得費の減額などをしております。

款 9 消防費では、避難所における感染症対策として、段ボールパーテーションや隔離用ルームテント等を整備するための経費を増額するなどしております。

款 10 教育費では、教育支援体制を整備するための学習指導員及びスクールサポートスタッフを配置する経費を追加計上するほか、GIGAスクール構想の実現に向け、児童・生徒 1 人に 1 台のタブレット端末等を整備するための経費を増額するなどしております。

款 11 公債費では、令和元年度借入分が確定したことに伴い、元金を増額するほか、利子を減額しております。

款 12 諸支出金では、財政調整基金等への積立金を増額しております。

また、2020 年東京オリンピック・パラリンピックや市制施行 50 周年記念事業など、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止又は延期となった事業に係る経費について減額しております。

次に、主な歳入について説明します。

款 11 地方特例交付金では、交付額の決定に伴い、減収補てん特例交付金を増額しております。

款 16 国庫支出金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金や、教育支援体制整備事業費補助金を追加計上するほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、保育所等整備交付金を増額するなどしております。

款 17 県支出金では、教育支援体制整備事業費補助金を追加計上するなどしております。

款 19 寄附金では、まちづくり寄附条例寄附金を増額しております。

款 20 繰入金では、前年度介護保険特別会計収支精算金繰入金を追加計上するほか、朝霞地区医師会和光支部に対する新型コロナウイルス感染症対策支援補助金の財源として、まちづくり基金繰入金を増額しております。

款 21 繰越金では、前年度の実質収支額が当初予算額を上回ったことから、12 億 3,146 万 9

千円を増額しております。

款 23 市債では、対象事業費の変更等に伴い、それぞれ増額又は減額をしております。

また、債務負担行為の補正では、和光北インター東部地区土地区画整理事業に係る環境影響評価業務委託について期間を延長するため、追加するものであります。

次に、議案第 70 号、令和 2 年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

今回の補正については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 3,188 万 4 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 64 億 7,229 万 8 千円とするものであります。

初めに、歳出について説明します。

款 1 総務費では、納税サポートセンター運營業務委託料の契約金額が確定したため減額し、款 5 保健事業費では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により健康フェアを実施しないため減額しております。また、款 6 基金積立金では、前年度歳計剰余金等を国民健康保険財政調整基金へ積み立てるため、増額しております。

次に、歳入について説明します。

款 7 繰入金では、歳出の総務費を減額したことにより、事務費繰入金を減額しております。また款 8 繰越金では、令和元年度決算が確定したことにより前年度歳計剰余金を増額しております。

次に、議案第 71 号、令和 2 年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

今回の補正については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 164 万 7 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 7,279 万円とするものであります。

歳出については、歳入に連動して、令和元年度後期高齢者医療保険料徴収額の確定に伴い、保険料等負担金を増額しております。

歳入については、令和元年度決算額が確定したことに伴い、前年度歳計剰余金を増額するものです。

次に、議案第 72 号、令和 2 年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 7,367 万 3 千円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を、それぞれ 37 億 5,597 万 4 千円とするものであります。

初めに、歳出について説明します。

款 8 基金積立金及び款 9 諸支出金では、令和元年度の介護給付費、地域支援事業費及び介護保険事業費が確定したことに伴い、国、県等の負担金の返還金、及び市の負担分となる一般会計繰出金を計上するほか、介護給付費準備基金積立金を増額するものです。

次に、歳入について説明します。

款 3 支払基金交付金では、令和元年度介護給付費交付金の確定に伴い追加交付分として増額

し、款7繰越金では、令和元年度決算額の確定に伴い、歳計剰余金が確定したため増額を行なうものです。

次に、議案第73号、令和2年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,309万7千円を追加し、補正後の歳入歳出の総額をそれぞれ10億876万円とするものであります。

初めに、歳出について説明します。

款2区画整理事業費では、污水管新設工事業務委託料について開削工法から推進工法に変更となったため増額し、同業務委託料の増額に伴い役務費である手数料を増額するもの。また、権利者との合意形成が得られたことに伴い、実施設計業務委託を追加発注するため増額するもの。また、保留地の公売にあたり不動産鑑定を実施するため、追加計上するもの。また、市債利子償還について償還金の借入利率が確定したため、減額するものであります。

次に、歳入について説明します。

款3繰越金において、令和元年度決算額が確定したことに伴い、前年度歳計剰余金を増額、款5市債において起債対象事業費が変更となったことに伴い、区画整理事業債を増額するものであります。また、款2繰入金においては、歳入歳出増額に合わせて一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、議案第74号、令和元年度埼玉県和光市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第75号、令和元年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第76号、令和元年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第77号、令和元年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第78号、令和元年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上5議案について一括して説明いたします。

それぞれの議案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度の決算について、監査委員の意見を付けて、議会の認定を求めるものであります。

初めに、議案第74号、令和元年度埼玉県和光市一般会計歳入歳出決算の認定について説明します。

歳入歳出決算事項別明細書の26ページをご覧ください。

令和元年度の決算額は、歳入総額294億3,765万9,233円、歳出総額275億3,252万4,505円となり、前年度と比較して、歳入は17億7,975万2,228円、6.4%の増加、歳出は14億9,744万3,140円、5.8%の増加となっております。

その結果、歳入歳出差引額は19億513万4,728円で、翌年度に繰り越すべき財源として1億7,366万5,023円を控除しますと、実質収支額は17億3,146万9,705円、前年度と比較して2億6,790万9,145円の増加となっております。

次に、議案第75号、令和元年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて説明します。

32 ページをご覧ください。

令和元年度の決算額は、歳入総額 66 億 6,018 万 2,748 円、歳出総額 63 億 8,738 万 256 円となり、前年度と比較して、歳入は 9 億 3,326 万 6,172 円、12.3%の減少、歳出は 9 億 2,953 万 4,760 円、12.7%の減少となっております。

その結果、歳入歳出差引額は 2 億 7,280 万 2,492 円で、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も 2 億 7,280 万 2,492 円となり、前年度と比較して 373 万 1,412 円の減少となっております。

次に、議案第 76 号、令和元年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明します。

36 ページをご覧ください。

令和元年度の決算額は、歳入総額 7 億 930 万 4,506 円、歳出総額 7 億 765 万 6,699 円となり、前年度と比較して、歳入は 2,598 万 7,231 円、3.8%の増加、歳出は 2,585 万 445 円、3.8%の増加となっております。

その結果、歳入歳出差引額は 164 万 7,807 円で、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も 164 万 7,807 円となり、前年度と比較して 13 万 6,786 円の増加となっております。

次に、議案第 77 号、令和元年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明します。

42 ページをご覧ください。

令和元年度の決算額は、歳入総額 37 億 3,316 万 7,444 円、歳出総額 36 億 6,553 万 6,552 円となり、前年度と比較して、歳入は 1 億 1,335 万 6,965 円、3.1%の増加、歳出は 1 億 5,431 万 9,255 円、4.4%の増加となっております。

その結果、歳入歳出差引額は 6,763 万 892 円で、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も 6,763 万 892 円となり、前年度と比較して 3,901 万 8,290 円の減少となっております。

次に、議案第 78 号、令和元年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明します。

46 ページをご覧ください。

令和元年度の決算額は、歳入総額 8 億 2,030 万 2,012 円、歳出総額 6 億 7,160 万 9,127 円となり、前年度と比較して、歳入は 1 億 7,611 万 8,584 円、17.7%の減少、歳出は 2 億 875 万 5,947 円、23.7%の減少となっております。

その結果、歳入歳出差引額は 1 億 4,869 万 2,885 円で、翌年度に繰り越すべき財源として 7,724 万 7,384 円を控除しますと、実質収支額は 7,144 万 5,501 円となり、前年度と比較して 1,527 万 8,900 円の増加となっております。

なお、主要な施策の成果と予算執行の実績は、別冊の報告書のとおりです。

次に、議案第 79 号、「令和元年度埼玉県和光市水道事業決算の認定及び剰余金の処分」について説明いたします。

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度の決算について監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

1 ページから 2 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出では、収入決算額は 14 億 7,259 万 1,515 円で、前年度より 2,348 万 25 円の増額となり、支出決算額は 12 億 7,516 万 7,833 円で、前年度より 848 万 9,528 円の減額となりました。

3 ページから 4 ページをご覧ください。

資本的収入及び支出では、収入決算額は 549 万 6,199 円で、前年度より 15 万 6,397 円の減額となり、支出決算額は 5 億 3,505 万 6,224 円で、前年度より 5,921 万 1,473 円の増額となりました。

5 ページをご覧ください。

令和元年度の経営成績を表す水道事業損益計算書では、営業損失は 100 万 3,650 円、経常利益は 1 億 5,774 万 4,364 円となっており、当年度は 1 億 5,765 万 2,892 円の純利益となりました。

6 ページをご覧ください。

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについては、未処分利益剰余金から 4,100 万円を減債積立金へ積み立てし、2 億 193 万 693 円を資本金に組み入れるため、剰余金の処分について議会の議決を求めるものです。

次に、議案第 80 号、「令和元年度埼玉県和光市下水道事業決算の認定及び剰余金の処分」について説明いたします。

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度の決算について監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

1 ページから 2 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出では、収入決算額は 11 億 9,057 万 379 円で、前年度より 1,808 万 2,801 円の増額となり、支出決算額は 10 億 4,057 万 3,602 円で、前年度より 4,618 万 7,739 円の増額となりました。

3 ページから 4 ページをご覧ください。

資本的収入及び支出では、収入決算額は 1 億 5,051 万 5,530 円で、前年度より 9,870 万 4,532 円の減額となり、支出決算額は 5 億 6,309 万 3,007 円で、前年度より 1 億 3,019 万 7,582 円の減額となりました。

5 ページをご覧ください。

令和元年度の経営成績を表す下水道事業損益計算書では、営業損失は813万3,343円、経常利益は1億4,158万3,274円となっており、当年度は1億4,147万5,457円の純利益となりました。

6ページをご覧ください。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについては、未処分利益剰余金から1億6,740万3,747円を資本金へ組み入れるため、剰余金の処分について議会の議決を求めるものです。

○齊藤克己委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午前 9時56分 休憩）

再開します。（午前 9時57分 再開）

まず、議案の先議についてです。

初めに、報告第5号と第6号は議決の対象とならない報告事件ですので質疑までとなり、討論、採決はありません。

この質疑は、通告をとらず開会日に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

○齊藤克己委員長 それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案第64号は、人事案件ですので委員会付託を省略し、質疑は通告をとらず、討論を省略し、開会日に起立採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

○齊藤克己委員長 それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案第65号から第80号までの議案、各会計及び事業決算は、各常任委員会に付託したいと思います。

なお、決算及び議案第65号に係る総括質疑及び閉会日の委員長報告に対する質疑は、先例により行わないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

○齊藤克己委員長 それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、熊谷副委員長、付託表の朗読をお願いします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

では、このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

○齊藤克己委員長 それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、今回請願はなかったことを報告します。

次に、陳情についてです。議会事務局に持参し提出されたものについて、陳情5件を受理しています。

受理した陳情は、本会議で審議しないものに該当しないことから、本会議で審議することと

してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

○齊藤克己委員長 それでは、異議がないので、そのようにいたします。

また、郵送で提出された陳情はありませんでしたので報告します。

では、熊谷副委員長、陳情の付託表の朗読をお願いします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、今回、受理した陳情の審査は、ただ今のとおり、決定しました。

次に、一般質問についてです。通告者は、16人です。質問時間は申し合わせにより再質問を含めて1人30分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

○齊藤克己委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、会期について、会期は30日間とし、常任委員会は、決算の議案がありますので7日間とし、両常任委員会を同時開催としたいと思います。また、一般質問は4日間とし、いずれも1日4人としたいと思います。

なお、8月28日(金)、8月31日(月)、9月1日(火)、9日(水)、16日(水)を調査休会、9月24日(木)を休会としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

○齊藤克己委員長 それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案第65号の審査方法についてです。

議長から発言があります。

○吉田武司議長 議案第65号ですが、第五次和光市総合振興計画基本構想の審査方法については、さきの会派代表者会議において、会議規則第103条の規定に基づき、連合審査会で実施するとの承認を得たところでございます。

これまで全員協議会で3回の説明を受け、会派での意見書提出を行ったことを踏まえ、質疑の際は、文言などに言及することなく、その内容について審査をお願いしたいと思います。

○齊藤克己委員長 お諮りします。

只今、議長から発言があったように、議案第65号の審査方法について、両常任委員会が連合して、審査を行うための連合審査会を開きたいと思います。

また、連合審査会については、常任委員会の第1日目9月3日と、2日目9月4日の両日としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

○齊藤克己委員長 確認いたします。

連合審査会の日程につきましては、先ほどのとおりとします。また審査方法につきましては、

審査表（案）のとおり、主に目標像ごとに、一括して質疑をお願いします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は、8月31日（月）の正午までとしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

○齊藤克己委員長 それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、意見書案についてです。緑風会と公明党から各1件の意見書案が提出されています。

この意見書案の調整のため、9月2日（水）総括質疑の本会議終了後に議会運営委員会を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

○齊藤克己委員長 それでは、異議がないので、そのようにいたします。

また、調整が整った場合は9月18日（金）一般質問3日目の本会議終了後に議会運営委員会を開催し、意見書案の確認を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

○齊藤克己委員長 それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、今期定例会のポスターは、掲示いたしましたとおりです。よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

○齊藤克己委員長 それでは、異議がないので、そのようにいたします。

以上で、「特定事件1、次の議会の会期予定について」として、令和2年和光市議会9月定例会についての協議を終了します。

次に、特定事件9 その他議会運営に関することについて として、議員研修会についてです。現在、朝霞地区医師会事務局を通じて依頼を行っているところであり、和光支部において埼玉病院の医師を講師として計画しているとの連絡が21日にありました。

については候補日と時間について3案程度、提示してほしいとのことでしたので、候補日等については10月20日（火）、21日（水）、22日（木）、時間はいずれも午後2時から2時間程度ということで照会したいと思います。

以上で、その他議会運営に関することについての協議を終了します。

次に、今後の議会運営委員会等の日程を確認します。

9月2日（水）本会議終了後、意見書案の調整。

9月18日（金）本会議終了後、調整が整った場合、意見書案の確認。そして、組合議員選挙について行います。

9月25日（金）本会議終了後、議会だより編集事前打合せの1回目。10月9日（金）9時半から議会だより編集事前打合せの2回目。

10月15日（木）9時半から広報議運。

以上となります。ご確認、ご出席くださいますようお願いいたします。

ここで、議長からその他の日程についてです。

○吉田武司議長 初めに、議場内の水差しについてです。

6月議会から健康管理の観点から議場内に水の持ち込みを許可したところですが、今定例会でも継続したいと思います。

従いまして質問席、演壇、議長席の水差しについては、衛生面から当面廃止にしたいと思いますので、ご理解のほど、よろしくお願いします。

次に、議会だより用の写真撮影です。各議員の質問風景を執行部側から撮影しますのでご承知おきください。

以上です。

○齊藤克己委員長

休憩します。(午前 10時10分 休憩)

再開します。(午前 10時11分 再開)

猪原委員。

○猪原委員 先日全員協議会を行った際、傍聴者から声が聞き取りづらいという御指摘がございました。

マスクをしている関係で声が届きづらいので、マイクの方と、通常よりも大きめの声を意識して今後やっていかなければいけないと思います。その認識をよろしくお願いします。

○齊藤克己委員長 委員からお話がありましたが、その点については御承知おきいただき、御留意いただくということでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

○齊藤克己委員長 よろしくお願ひいたします。

赤松委員。

○赤松委員 提案です。

今、学校の先生は透明のフェイスシールドを使ってしゃべっています。テレビを見ても映っていますが。

一般市質問のときだけそれを使えば、しゃべりやすいし、相手に対してしっかり伝わりやすい。今回、写真撮影するのであれば、新しい生活様式の一環にもなるし、検討していただきたい。自分でどこかで買ってやることにはなるとは思いますが。いかがですか。

○齊藤克己委員長

休憩します。(午前 10時12分 休憩)

再開します。(午前 10時13分 再開)

吉田議長。

○吉田武司議長 先ほど猪原委員からも御指摘がありましたが、声が通りにくいということがありますので、フェイスシールド、また透明のマスクなどの飛散防止の状況を確認させていただき、後ほど報告させていただきたいと思ひます。

○齊藤克己委員長 その確認次第ということにさせていただきますので、御承知おきくださ

い。

ほかになければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会します。

午前 10時14分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 齊 藤 克 己